

新春特別寄稿 相続対策の 新手法を探る

プロフィール



花光慶尚税理士
事務所 所長
花光慶尚

立教大学経済学部卒業。東証一部上場企業就職後に会計事務所勤務。不動産を中心とした資産税業務、法人顧問、金融機関からの相談窓口などに携わりノウハウを蓄積する一方でセミナー講師なども務める。第41回日税連公開研究討論会研究員(平成26年度)。現在、東京税理士会中小企業支援対策委員会委員、日本税務会計学会国際部門委員。

生前対策の重要性が高まる

相続対策を考える上で、生前対策の重要性が年々高まってきています。相続対策は、①遺産分割対策、②納税資金対策、③相続税対策の三本柱で構成されていますが、相続人の権利意識の高まりや平成27年の相続税基礎控除引き下げの影響もあり、従来存在する伝統的な手法だけでは十分な対策ができないようなケースも出てきています。

そのような中で最近注目の「信託受益権」です。また、信託することによって、受託者が受けることができるという点も特徴です。法的には「信託受益権」

民事信託で円滑な資産承継

信託受益権の譲渡で流通税節税

「信託受益権」は受託者が受けることができるという点も特徴です。法的には「信託受益権」

不動産共有時のトラブル回避

① 事例1 相続による発生する不動産共有の問題の一つに、不動産の共有があります。不動産の共有とは、一つの不動産を、持分割合に応じて複数人で持ち合う状態を指しますが、例えば共有の不動産について建て替えるや売却などを行う場合には、「他の共有者全員の同意」を得る必要があります。そのため、共有

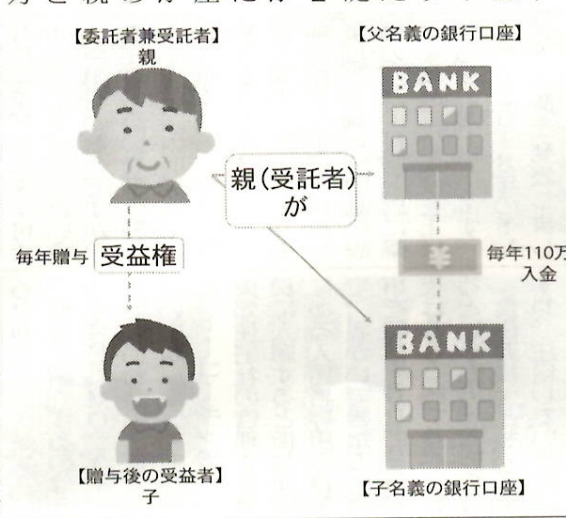
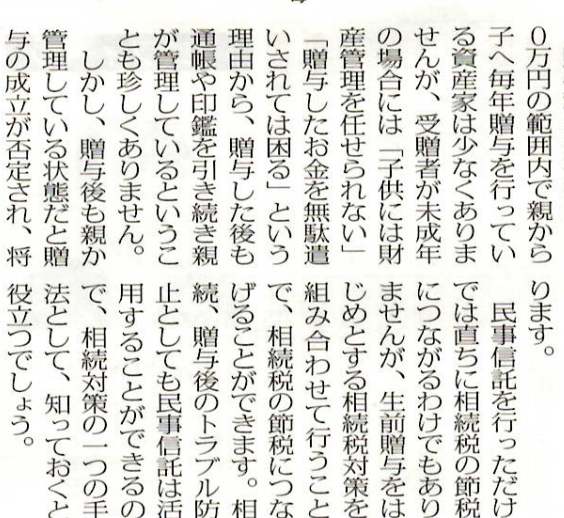
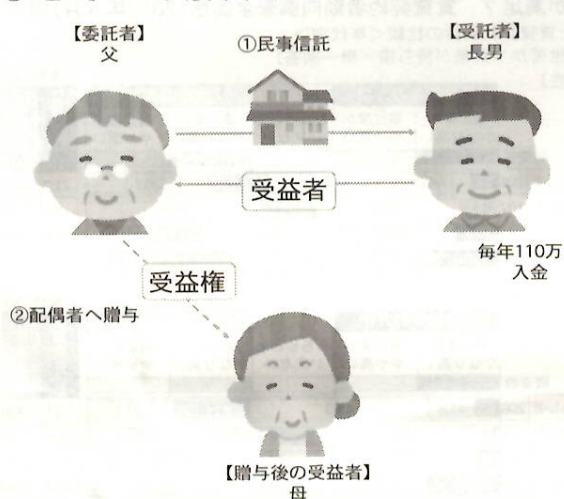
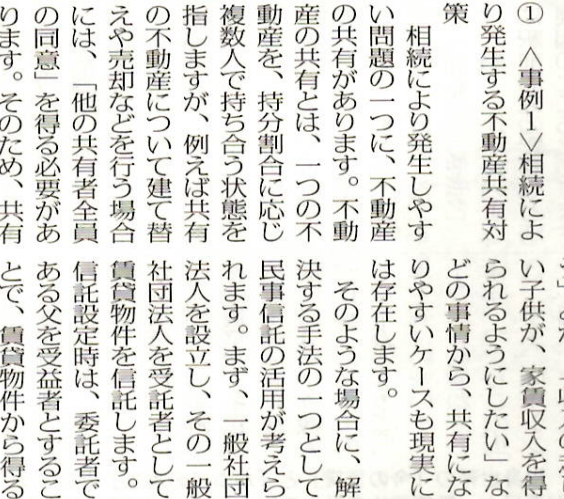
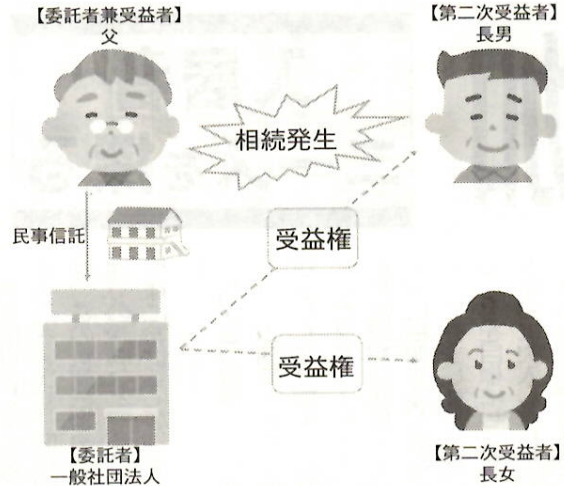
えになりますが、「不動産の価値が高く、一人に相続させる」と他の相続人の遺留分を侵害してしまう「おしどりの贈与」という制度を存存して「マイホームを信託し

そこで、民事信託の活用を考えます。贈与税の制度は、配偶者控除の制度は、

相続により発生しやすい問題の一つに、不動産の共有があります。不動産の共有とは、一つの不動産を、持分割合に応じて複数人で持ち合う状態を指しますが、例えば共有の不動産について建て替えるや売却などを行う場合には、「他の共有者全員の同意」を得る必要があります。そのため、共有

収入を父が取得する(1)か。これは贈与税の配偶者控除制度の別名です。婚姻期間が20年以上が、相続が発生した際に夫婦の間で、マイホームを購入する二人が、マイホームを購入する二次受益者として信託するための金銭を贈与した受益権を各々の1取得

で、その信託受益権を贈与した場合でも適用を「一名義預金」として親受けることができるの可能性があります。親を委託者兼受託者、子を受託者とし、預金を信託財産として毎年100万円ずつ贈与する(子税も図ることが可能になります。



親が管理したまま 確実な財産贈与 ③ 事例3 現金贈与と名義預金対策 贈与税の基礎控除100万円の範囲内で親から子へ毎年贈与を行っている資産家は少なくありませんが、受贈者が未成年の場合には「子供には財産管理を任せられない」という理由から、贈与した後も通帳や印鑑を引き続き親が管理しているというケースも珍しくありません。しかし、贈与後も親が管理している状態だと贈与の成立が否定され、将

役立ってほしい。